

# 令和3年度 第1回庁議要旨

日時：令和3年4月13日（火）

午前9時～午前10時

会場：防災センター

## [審議事項]

### 1 石巻市地域おこし協力隊制度の見直しについて（復興政策部）

地域振興及び地域活性化に資する市外の人材を積極的に受け入れながら、定住・定着を図るため、本市においては、平成29年度から国の制度を活用した「石巻市地域おこし協力隊」を設置しており、これまで6名の方に委嘱し、受入事業者の協力のもとで活動されているが、そのうち3名の方が退任し、市内での就労や定住に繋がっている。

現行制度においては、隊員の転出元地域要件を3大都市圏及び政令指定都市在住の方に限定しているが、今般、退任者の補充を行うに当たり募集を行ったところ、対象外地域の方からの問合せが複数寄せられている。

また、既に活動している隊員及び受入事業者から活動に要する経費の増額を要望されている。

隊員の転出元地域要件が限定されており希望者が集まりづらい状況となっていることから、地域要件を拡充し、広く全国から募集を行うことで応募者の増加を図る。

併せて、活動費補助金を増額し、隊員の待遇改善を図る。

#### (1) 主な内容

総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱に基づき、本市の地域おこし協力隊設置要綱及び地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱について見直しを行うもの。

#### ① 石巻市地域おこし協力隊設置要綱に掲げる隊員の要件を以下のとおり拡充する。

##### ○隊員の転出元地域要件

現行 総務省が公表する特別交付税措置に係る地域要件確認表において条件不利地域を除く3大都市圏内の都市地域又は政令指定都市

改正 総務省が公表する特別交付税措置に係る地域要件確認表において本市へ転入した場合に特別交付税措置の対象となる区域※

※本市へ転入した場合に特別交付税措置の対象となる区域

転入 \ 転出	3大都市圏内 (首都圏、中京圏、近畿圏) 政令指定都市		3大都市圏外	
	都市地域 条件不利区域以外	条件不利区域	都市地域 条件不利区域以外	条件不利区域
石巻市 (3大都市圏外 一部条件不利地域)				
市内全域	○	×	×	×
条件不利区域 (河北・北上・雄勝・牡鹿)	○	×	○	×

↑ 現行制度の範囲

↑ 今回追加する範囲

条件不利区域・・・過疎地域とみなされる区域、山村振興、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域。

- ② これまでの実績を勘案し、隊員の活動の充実を図るため、石巻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱に掲げる交付限度額を地方財政措置の範囲内で拡充する。

隊員の活動に要する経費

現行 隊員 1 人につき年間 1 1 0 万円

改正 隊員 1 人につき年間 1 2 0 万円

- (2) 今後の予定

令和 3 年 4 月 石巻市地域おこし協力隊設置要綱及び石巻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱の改正（公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用させる）

## 2 東日本大震災に伴う市税減免の廃止について（財務部）

東日本大震災においては、平成 2 2 年度分及び平成 2 3 年度分の市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、市税条例の規定によらず、別途減免条例を定め、適用していた。

法人市民税においては、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 6 年 3 月 1 1 日までの間に終了する各事業年度を減免対象としており、更正の時効期間が経過したことから、条例の目的が達成された。

本条例による適用期間が経過したことから、当該条例を整理する。

- (1) 主な内容

東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例を廃止するもの。

- (2) 今後の予定

令和 3 年 6 月 市議会第 2 回定例会に「東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例」を廃止する条例案を提案（公布の日から施行）

## [報告事項]

### 1 復興推進計画（法第 1 7 条「応急仮設建築物活用事業」関係）の変更認定について（復興政策部・建設部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された行政庁舎や工場、校舎等の存続期間は、建築基準法の規定により最長 2 年 3 か月とされているが、復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、存続期間の延長を図っている。

令和 3 年 3 月 3 1 日に期限を迎える応急仮設建築物について、存続期間の延長をすることで、復興事業の促進を図る。

- (1) 主な内容

本市の応急仮設建築物のうち、仮設宿舍等の 7 施設について、必要な建築物を再建し、解体するまでの間、存続期間を延長した。

NO.	施設名称	変更後	変更前
1	鹿島道路株式会社北日本支社作業員宿舎	H26. 4. 27～R3. 7. 31	H26. 4. 27～R3. 3. 31
2	雄勝郵便局	H26. 2. 15～R3. 6. 30	H26. 2. 15～R3. 3. 31
3	宮城県石巻仮設職員寮	H26. 9. 18～R5. 3. 31	H26. 9. 18～R3. 3. 31
4	宮城県石巻仮設職員寮	H26. 9. 18～R5. 3. 31	H26. 9. 18～R3. 3. 31
5	東北地方整備局北上川下流河川事務所	H27. 3. 29～R8. 3. 31	H27. 3. 29～R3. 3. 31
6	雄勝総合支所	H27. 6. 4～R3. 9. 30	H27. 6. 4～R3. 3. 31
7	株式会社森本組淀川護岸作業所寄宿舍	H28. 4. 10～R5. 4. 30	H28. 4. 10～R3. 3. 31

(2) 今後の予定

令和3年4月 記者クラブ投げ込み  
市ホームページ更新

**2 石巻市NPO支援オフィスの臨時移転について（復興政策部）**

石巻市NPO支援オフィス（以下「支援オフィス」という。）は、市民公益活動を促進し、協働を推進するため、市、市民公益活動団体、市民及び企業の連携、交流及び活動の場として平成14年度より設置している。

支援オフィスは昭和40年に建設され老朽化が進んでいたところ、本年2月に発生した福島県沖地震により外壁の一部が落下したことから建築課職員により確認した結果、躯体への損傷は認められないが今後発生が予測される大規模な地震などによる安全性が確保できないとの判断から、臨時的な移転が必要となったもの。

臨時移転することで職員及び利用者等の安全を確保し、現行に近い体制での業務継続を図る。

(1) 主な内容

石巻市総合体育館内への臨時移転に伴い、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条第1項の規定に基づき、支援オフィスの管理運営を指定管理者から市長による管理へ移行し、移行後は業務委託として事業の継続を図るもの。

【臨時移転先】 石巻市総合体育館内 旧喫茶室、旧厨房

【移転開設日】 令和3年5月1日（土）

※移転準備期間として1か月間は、旧支援オフィスにおいて業務を実施

(2) 今後の予定

令和3年 5月 支援オフィス移転開設  
7月～ 本移転に向けた協議

### 3 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

消防団員等の損害補償に係る介護補償については、消防団員や消防作業従事者等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされており、その額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償保険法施行規則に定める額と同額を国の告示により定められているが、令和3年4月に、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定されたことに伴い、消防団員等の損害補償に係る介護補償についても合わせて増額改定されたことから、石巻市消防団員等公務災害補償の介護補償についても見直しが必要となったもの。

また、併せて文言整理を行うもの。

石巻市消防団員等公務災害補償の介護補償を見直すことにより、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図る。

#### (1) 主な内容

##### ① 介護補償について

- ・非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定

対 象		改 正
ア 常時介護を要する場合	a 最高限度額	171,650 円(4,700 円増)
	b 親族等による介護を受けているときの最低限度額	73,090 円( 100 円増)
イ 随時介護を要する場合	a 最高限度額	85,780 円(2,300 円増)
	b 親族等による介護を受けているときの最低限度額	36,500 円 ※据置き

- ##### ② 第8条中「労役所」を「労役場」に改める。

#### (2) 今後の予定

石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（令和3年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

### 4 個人住民税における個人所得課税及びわがまち特例等の見直しについて（財務部）

令和3年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行され、個人住民税では、住宅借入金の税額控除期間を13年とする特例の適用期限をさらに1年間延長するなど税負担軽減措置等の整理合理化を行う改正がなされた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図る。

#### (1) 主な内容

##### ① 石巻市市税条例関係

##### ア 個人住民税関係

住宅借入金等特別税額控除の控除期間10年を13年に拡大している臨時的特例措置について、令和4年12月31日までの居住者まで対象に適用期限を延長。

また、床面積40㎡～50㎡未満の小規模な住宅について、合計所得金額1千万円以下の年は控除対象に拡充（現行は合計所得3千万円以下で面積50㎡以上）。

#### イ 軽自動車税関係

##### a 環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長

自家用軽自動車の臨時的軽減措置について、税率区分の指標となる燃費基準を2030年度基準に見直すとともに、令和3年12月31日取得分まで9か月延長。

##### b 種別割のグリーン化特例の見直し

令和元年度改正で、電気軽自動車及び基準を達成した天然ガス軽自動車のうち、乗用の自家用軽自動車について令和3年4月から令和5年3月登録分まで特例の対象としたが、同じ期間中に登録される乗用の自家用軽自動車以外の電気軽自動車等も特例対象に追加。

また、営業用乗用車については、税率区分の指標となる燃費基準を見直した上で2年間特例対象に。

#### ウ 固定資産税関係

##### a わがまち特例制度における課税標準の特例（新規1件、延長8件、廃止2件）【別紙1】

###### ・新規（1件）

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定に基づく雨水貯留浸透施設

（参酌：3分の1）

##### b 令和3年度評価替え（3年に1回）に係る、土地の負担調整措置

###### ・現行の仕組みを3年間延長

#### エ 石巻市都市計画税条例関係

令和3年度評価替え（3年に1回）に係る、土地の負担調整措置

###### ・現行の仕組みを3年間延長

※わがまち特例制度における課税標準の特例は適用期限延長3件あるが条例改正はない

#### (2) 今後の予定

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正の専決処分（令和3年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

#### 5 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、令和2年度まで全額国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和3年度まで延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

#### (1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長する。

### 【対象】

帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和3年度相当分の保険税（料）であって、令和4年3月31日までに納期限が到来する額

### 【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改 正	現 行
帰還困難区域	—	令和4年3月分まで	令和3年3月分まで
旧避難指示区域等※	上位所得層※を除く		

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された(1)旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された(2)旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された(3)旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(4)旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された(5)旧帰還困難区域等

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯  
介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

### 【免除対象者】

国民健康保険税2世帯、介護保険料2人（令和3年3月末現在）

### (2) 今後の予定

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分（令和3年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

## 6 令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震に係る石巻市被災者住宅再建支援金給付事業の実施について（福祉部）

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により、宮城県内では相当な被害を受けたが、被災規模世帯数等が被災者生活再建支援法の適用される基準に達していないことから、宮城県では独自の被災者住宅再建支援事業補助金を創設し、県内で中規模半壊以上の住宅被害を受けた住民に対し、市町村を通じて、同法に準じた支援を実施することになった。

居住する住まいの再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る。

### (1) 主な内容

#### 【対象世帯】

被災者生活再建支援法に準じ、同法第2条第2項に基づく全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊世帯を対象とする。（中規模半壊については、資料のとおり。）

## 【支給額】

(単位：万円)

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
単数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

## 【対象見込み世帯数】

全壊	1件
大規模半壊	2件
中規模半壊	2件

## 【罹災状況】 令和3年4月1日現在

全壊	0件
大規模半壊	1件
中規模半壊	1件

## (2) 今後の予定

## 【予算について】

関係予算の専決処分（令和3年4月5日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

## 【要綱制定・周知等】

令和3年4月 令和3年2月13日福島県沖を震源とする地震に係る石巻市被災者住宅再建支援金支給要綱制定（令和3年4月5日施行）  
対象世帯への個別周知及び市ホームページ等により周知

## 7 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施について（福祉部）

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親・ふたり親）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年3月に開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、緊急支援策として、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが決定した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯等の生活支援を図る。

### (1) 主な内容

低所得の子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

#### ① 支給対象者

ア 低所得のひとり親世帯向けの給付金

- a 児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- b 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- c 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

イ 子育て世帯生活支援特別給付金

上記（1）の支給対象者以外の令和3年度住民税非課税の子育て世帯

#### ② 支給見込世帯数 2,330世帯（児童3,700人）

[内訳]	ア	a	1,418世帯	2,162人
		b	156世帯	212人
		c	256世帯	326人
	イ		500世帯	1,000人

#### ③ 給付金額 児童一人当たり一律5万円

#### ④ 給付時期

支給対象者のうち

上記①アの a の児童扶養手当受給者（申請不要）：令和3年4月22日支給予定

上記①アの b、c の対象者：申請に基づき令和3年5月頃から順次支給

上記①イの対象者：申請に基づき令和3年7月頃から順次支給

### (2) 今後の予定

#### 【予算について】

関係予算の専決処分（令和3年4月5日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

#### 【要綱制定・周知等について】

令和3年4月 石巻市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業実施要綱の制定（告示の日から施行予定）

市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。



## 8 石巻市飲食業等応援給付金の拡充について（新型コロナウイルス感染症対策）（産業部）

新型コロナウイルス感染症による事業者支援として飲食事業者の経営がひっ迫していることから「石巻市飲食業等応援給付金」の申請を受付しており、特に複数店舗を運営する事業者の赤字が大きいことが判明した。

併せて、3月18日には宮城県及び仙台市共同で独自の「宮城県緊急事態宣言」が発せられ、不要不急の外出や行動自粛が要請されたため、今後の営業活動の継続に大きな影響が生じている。

新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けている、2店舗以上の店舗等を有する事業者の事業の継続を支援する。

### (1) 主な内容

「石巻市飲食業等応援給付金」の対象業者数及び複数の店舗を運営する事業者に支給する給付金を以下のとおり変更する。

#### ① 対象事業者数

(変更後)

<u>R 2 県自粛要請に伴う協力金対象飲食事業者</u>	<u>5 6 0 事業者</u>
運転代行業の届出事業者	3 0 事業者
<u>観光関連産業者経営支援事業対象事業者（飲食業）</u>	<u>5 4 事業者</u>
<u>R 2. 6以降の営業開始飲食業者</u>	<u>2 6 事業者</u> <u>計 6 7 0 事業者</u>

(変更前)

<u>H 2 8 経済センサス上の飲食業</u>	<u>5 3 5 事業者</u>
運転代行業の届出事業者	3 0 事業者
<u>H 2 8 以降の営業開始飲食業者</u>	<u>3 5 事業者</u> <u>計 6 0 0 事業者</u>

#### ② 2店舗以上を運営する事業者に対する支給上限額を600千円とする。

(現行から300千円増額)

※参考: R 2 県自粛要請に伴う協力金対象飲食事業者のうち2店舗以上を運営していた事業者は70事業者

### (2) 今後の予定

#### 【予算について】

関係予算の専決処分（令和3年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

#### 【周知等について】

令和3年4月 市ホームページ等により周知

## 9 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について（産業部）

宮城県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、仙台市を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を適用したことから、仙台市以外の市町村における飲食事業者に対しても、令和3年4月5日から5月6日の期間における営業時間の短縮を要請した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者等に対して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、国民生活及び国民経済の混乱を回避する。

### (1) 主な内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じた事業者に対して、協力金を支給する。

#### ① 対象事業者

食品衛生法の営業許可を取得している者のうち「接待を伴う飲食店」及び「酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）」

#### ② 対象要件

- ・令和3年4月4日以前に事業を開始していること
- ・営業の実態がある飲食事業者であること
- ・県からの要請に応じて、対象期間（令和3年4月5日から5月6日まで）全日において、営業時間短縮を行うこと

#### ③ 支給額 1, 240千円（1施設・1日当たり40千円×31日間）

### (2) 今後の予定

#### 【補正予算について】

関係予算の専決処分（令和3年4月5日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

#### 【要綱制定・周知等について】

令和3年4月 石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の制定  
市ホームページ等により周知

令和3年5月 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請受付開始  
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付開始

#### 【その他】

- ・津波注意報における避難判断基準の見直しについて（総務部）
- ・令和2年度に実施した休日（第1・第3日曜日）窓口開庁の実績について（生活環境部）

以上